

大磯町保育所条例等の一部を改正する条例

(大磯町保育所条例の一部改正)

第1条 大磯町保育所条例(昭和37年大磯町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大磯町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第30条第1項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大磯町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄